

[研究ノート]

# コソボ、グルジアやクルド、チベット民族などに見る 民族自決権の考察

異なる集団間の紛争を解決する知恵の模索

A Study of  
Racial Self-determination Right

大貫 啓行

Hiroyuki Onuki

## はじめに

歴史の教訓として、“国境の変更に関する国際紛争の解決は戦争なくしてはありえなかった”、とよく言われるように、この種の紛争を平和的に解決することは極めて難しい。民族が分離独立を目指す場合は究極の国境の変更となるため飛び切り難しいことは言うまでもない。しかも、国家権力との長期間の抵抗運動となることから犠牲も大きくなりがちだ。

国家の分離独立を目指す際の正当化の当然の根拠ともされてきた「民族自決権」の定義に内在するあいまいさもあって近年では現実として、この原則なるものが逆に混乱を生みさえしてはいないだろうか。民族自決権が今日の国際政治で及ぼしている問題点を主に最近のコソボ、グルジアの紛争やクルド、チベット民族のケースに焦点を当てて考察してみたい。

それぞれが民族自決の原則を掲げた90年代初期の旧ユーゴスラビアの分裂・解体の過程は記憶に新しい。スロベニア、クロアチア、ボスニア、セルビアの各民族が互いに憎しみを増幅させた。宗教間の対立も複雑化に油を注いだ。国際社会の非力さも明らかになった。

89年以降、ソ連崩壊時にコーカサス地方の諸民族は民族自決権をかざして独立を目指した動きを見せた。コーカサス、アゼルバイジャン、アルメニア、グルジアが国家建設に成功し、チェチェンなどは今のところ留め置かれたままだ。

今日でも、あいまいな民族自決を権利だとか原則だと位置づけたままでいいのか？ もはや現実にそぐわない厄介者になってはいないか？…というのが本稿考察の視点である。

## 1 国際法上の民族自決の権利

国連憲章1条2項および55条では、「人民の同権及び自決の原則の尊重」を国連の目指す目的の1つだと表明している。1960年の植民地独立付与宣言（国連総会決議1514）では、「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、

すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」としている。同様の規定は、2つの国際人権規約共通1条1項にも規定されている。このように民族自決権は、無条件で現在の国際関係での重要な原則とされている。

さて、植民地からの独立がほぼ終了した今日では、独立した国家内の一地方の少数民族が独立を目指すというのが多くの民族絡みの紛争の特徴になっている。分離独立を目指す民族や団体はそれぞれの中央政府から「国家反逆罪や分裂罪」などといった重要犯罪者（集団）とされている。当然、取り締まりは過酷になる。深刻な人権侵害事案もこれらに伴って発生する。外国からの関与は、当該政府からは「内政干渉」として強く非難される。この場合に「民族の自決」なる概念は、現在でもあたかも錦の御旗のような存在になっているのかどうかは改めて慎重に検討されるべきではないか。

## 2 コソボ

コソボ<sup>1)</sup>はセルビアやロシアの反対で国連安全保障理事会によって解決がこう着状態に陥り、事実上解決できないままに推移。08年2月17日、米国や欧州連合(EU)の後押しを受けて、セルビア共和国から一方的に独立宣言した。独立宣言から1年間で、その独立を認めた国はわが国を含む54カ国にとどまっている。国民の大半は貧しいままで、欧州での最貧国状態にあり、新しい国づくりという表向きの高揚感とは裏腹の、厳しい現実と直面している。

国際社会の承認が広がらないのは、多くの国が国内にそれぞれに何らかの少数民族紛争を抱えており、コソボ流のある意味で単純明快な民族自決論が広がることへの警戒感が強いことが背景に存在している。たとえば、国際治安部隊としてコソボに派兵していたスペインは独立1周年を機に撤退した。スペインは国内にバスクやカタルーニャなどを抱えており、分離独立には警戒感が強く、コソボの独立にも反対している。

セルビアによる民族虐殺へのアルバニア系住民の憎悪が強く多数派のアルバニア系住民（人口比約90%）とセルビアとの共存は困難と判断して、米国とEU（主に英独仏）がロシアとセルビアの反対を押し切って独立を強行したのだった。果たしてこの一方当事者の言い分に沿った判断がよかったのかとの疑問の声も聞かれないではない。現実的には、いったん作ってしまった国家の変更は一層困難になる。

少数派セルビア系住民の多数の北部には、コソボ政府の実効統治が及んではいない。コソボで国連コソボ暫定統治機構（UNMIK）の役割を引き継いだEU文民支援隊は09年3月時点で北部に展開できないでいる。そればかりか、09年2月17日に、セルビア議会議員がコソボ北部の議会を訪問するなど、北部をコソボから分

---

1) コソボは人口約210万人、セルビア共和国の自治州だった。セルビア正教の聖地で中世セルビア王国の中心地だった。14世紀から20世紀までのオスマン・トルコの支配期間にアルバニア系住民が移り住んで多数派になった。多数派、少数派はこうした歴史的背景をもった変化の結果という場合、双方の怨念を掻き立てることになりやすい。セルビア人から見れば、そもそも論を主張したくなる。セルビアのキリスト教とアルバニアの回教という宗教背景を異にした対立感情も絡んでいる。

離させることを画策する動きも見られる。扱いを誤ると新たな紛争の出現になる。民族自決権という原則は、際限なく細分化する主張の根拠になっている。原則の適用として、こっちはいいがこっちはだめとは言にくい。

08年7月、支援国会合で2011年までの3年間分として約12億ユーロの拠出金(約束)を集めたが、インフラ整備の遅れや汚職問題が障害となって、国外からの投資誘致は進展していない。失業率も約40%といわれ、出稼ぎ先からの送金も減り、経済の低迷に追い討ちをかけている。09年2月17日、コソボの国家運営を監督する立場のピーター・ファイトEU代表は、汚職が蔓延し、組織犯罪対策などでコソボ政府による行政が機能していないとして政府に対し「説明責任や透明性が必要」との不満を表明した。

コソボでの多数派によるセルビアからの分離独立を正当化した論理で、コソボ北部での多数派(セルビア系住民)がコソボからの分離独立を主張するという流れを前に、「民族の自決権」による問題解決の矛盾が存在することは明らかだ。さらにはロシアがこの論理をかざして旧ソ連の勢力圏の復活を策動していることには警戒をしなければならない。

### 3 グルジア

北京オリンピックの開催されている08年8月、グルジアのサーカシビリ大統領はロシア側の挑発に乗り、(ロシアの)対応を見誤ってロシア軍に進攻されるという危機状態を招いた。

NATO加盟を目指すグルジアのサーカシビリ政権を快く思っていないロシアは、グルジア国内の少数民族居住地帯でグルジアからの分離独立を目指している勢力の存在するアブハジアや南オセチアなどの分離独立勢力に対する支援を長期間にわたりしだいに強めてきていた。たとえば、90年代から両地域の住民にロシア市民権を与えだしたのも、ロシアによる「自国民保護」の口実作りの布石であったろう。

北京オリンピック開会式前日の08年8月7日、ロシア軍戦車が南オセチアに抜けるトンネルを通過したとの情報を得たサーカシビリ大統領は、8日、南オセチアの親ロシア地域へグルジア軍を進攻させた。ロシア側の言い分は、ロシア戦車の移動は同地域に派遣していた平和維持部隊の通常の交代に過ぎないというもの。ロシアは同時にアブハジアにも電光石火に軍隊を進め一挙に全域を占領してしまった。分離独立を主張する親ロシア勢力の支配下にあり、グルジア政府の支配の及んでいない南オセチア地域を北京オリンピック開会というロシアの動きにくい時期に力で掃討しようという意図でサーカシビリ政権が大きな掛けに出たというのが実態だった。グルジア側が先手をとって攻撃したことをサーカシビリ大統領自身が認めている<sup>2)</sup>。サーカシビリ大統領のこの甘い読みはもろくも外れてしまったのだった。

ロシアは間髪を入れずに直ちに反撃、アブハジアと南オセチアの範囲を越えてグルジア本土にまで進軍した。サーカシビリ大統領の意図を読みきったロシアは進攻のチャンスとして準備万端整えて待ち構えていたのだった。9月9日には独立宣言

2) 朝08・9・10

したアブハジアと南オセチア両国との間で友好協力相互援助協定を締結。19日には軍事基地建設を可能と明記した友好協力・相互援助条約を調印した。グルジアはロシアによる両地域の事実上の併合だとして非難したが後の祭りだった。

グルジアのサーカシビリ大統領がロシアの挑発に乗って、分離独立派を攻撃したことで、ロシア軍による全面侵攻を招いたのだった。

米国ブッシュ大統領の判断など、ロシア、グルジア、米国を巡る諸問題はここでは触れない。ロシアはコソボ問題に際して「領土の一体性」を主張しているセルビアを支援した。これに対して欧米は「民族自決権」を主張して対抗した。この論理をロシアは逆手にとってグルジアに軍事侵攻したのだった。

ロシア自身もチェチェンの分離独立問題ではこの論理は行き詰る。また、少数民族を多数抱える中国もロシアのこの主張には同意できない。民族自決権は所詮、ご都合主義により自己に有利な場合にのみ主張されるのだ。

ロシアは南オセチアとアブハジア自治共和国で4箇所の新たな軍事基地を建設して長期占領の決意を表明している。パワーポリテクの使いどころを十分に承知しているということだ。これが現実の紛争に絡んだ現実の国際関係ということは片時も忘れてはならない。理想主義ではなく現実主義に基づいた発想が肝要だ。

#### 4 クルド民族

クルド民族は推計 2500~3000 万人、世界最大の国家を持たない民族といわれている。主とした居住地はイラク、トルコ、シリア、イランの国境山岳地帯にまたがり、いずれの国でも少数民族となっている。

イラクではフセイン大統領時代に弾圧されたが、米国のイラク進攻で中央政府が混乱した間隙を突く形で、独立は無理でも可能な限りの自治権の拡大という現実的な目標の実現を狙った。イラク北部では地域自治政府を組織し、バルザニ氏を大統領として戴いている。イラク中央政府との間で石油資源のあるキルクークの帰属を巡って争っている。

クルド人が全人口の約 4 分 1 に当たる 1500 万人以上も生活しているとも推計されるトルコでは、政府によってクルド人の存在は否定されている。クルド人による度重な反乱は武装鎮圧を受けてきた。クルド労働者党 (PKK) は非合法とされ、政府軍による掃討作戦の対象になっている。07 年以来イラク北部を拠点としてトルコ国内でテロ攻撃を仕掛けているとして、トルコ側は危機感を強めている。07 年 11 月トルコ政府は軍に対して、PKK 掃討のため議会の承認を経ずしてイラク国内へ越境攻撃する権限を 2 年間の期限付きで与えた。08 年にはトルコは 10 万人近い軍隊を国境地帯に配置、しばしば国境を越えてイラク国内にまで進攻を繰り返している<sup>3)</sup>。

3) 07 年 11 月 21 日にはイラク領内 50 キロ地点の爆撃を実施 (11 月 24 日付けトルコ・ヒュリエト紙)。08 年 2 月 21 日、数千から 1 万人規模の地上部隊がイラク国内に進攻、29 日に撤収するまでの間イラク国内で PKK 掃討作戦を展開した。3 月には国境付近での戦闘がしばしば伝えられた (トルコ軍発表、各紙報道など)。

## 5 民族自決権の問題点

### (1) 民族の定義のあいまいさ

推計 2500~3000 万人のクルド民族から人口 7 万人の南オセチアといったように、独立をめざしている民族の規模はばらばらだ。

これまで民族の定義も「同じ名称や文化を共有し、共通の起源にさかのぼる神話や共通の歴史的記憶を持つ人々からなる集団が、ある特定の領域で自分たちを結合して連帯感を持つ存在」(弘文堂「政治学事典」)などといってみたところであいまいなものだ。言語、神話、歴史、伝統、領域いずれも客観的決め手とするには難がある。主観的な何らかの帰属意識にしても所詮は流動的なものに過ぎない。

むしろ多くは差別や偏見に対抗するために自分たちに有利に解決したいために民族が意識化され誇張されてきたことが多いのが実態だ。

### (2) 自決決定権者の不在 (誰が自決するのか?)

民族自決といっても、自決する主体が不明ではどうにもならない。それぞれが勝手に自決するというのでは混乱するだけだ。クルドなる民族の存在を全面的に認めないトルコ政府にはクルド民族の自決は認められない。

### (3) どのような方法で?

コソボもグルジアも主要な決め手は軍事力だった。現在でも最終的には腕力で決するということが証明されつつあるといっている。軍事力を背景にした中で何ほどかの国際政治の思惑が加味されてコソボは独立し、承認されつつある。

国民投票によって決めるというのは魅力的な選択だ。しかし、その投票者の範囲を巡って合意できないのが大方の現実だろう。

### (4) いつ?

60 年代、ソマリアはケニアやエチオピアに暮らす多数のソマリア人の分離独立を主張、その要求を拒否する国との間で戦争を起こした。ソマリアは即座の住民選挙を要求、ケニアは 40~50 年後の投票とし、その間に部族にケニア国民としての意識を植え込みたいとの意図だった。選挙に関しては、この例のように「いつ実施するか」を巡っての争いも生じうる。

現在、ソマリアは同一言語、同一民族であるにもかかわらず部族、軍指導者が入り乱れての内戦、分裂に陥っている。ケニアは、数十の民族の寄せ集めではあるが、相対的には安定している。

### (5) 分離独立は新たな多くの分離独立を呼ぶ

コソボの事例に見るように、民族自決原則での解決は新たな分離独立要求を生じるといふ現実が多い。独立したコソボの中で少数派になったセルビア系住民が北部コソボの分離独立を目指すという連鎖の典型であり、ロシアが南オセチアでコソボでの民族自決権論理を口実に軍事介入したのもコソボの影響の一種といえよう。この例に見るように、民族自決は軍事介入の口実になることが再確認された<sup>4)</sup>。

### (6) 多民族国家が多数存在するという現実

中国、ロシアを始め主要な大国が多民族国家であり、少数民族の分離独立には神

4) 30 年代にはヒットラーが民族自決原則を掲げて揺さぶりをかけた。

経質な対応をとっている。

ロシアはチェチェンに数次にわたって軍事力での介入を強行<sup>5)</sup>、中国はチベットやウイグルの民族主義の高まりに国家反逆罪の脅しで強権発動を繰り返している<sup>6)</sup>。

こうした国際関係での現実を踏まえた原理原則でなければ機能しない。

## 6 多民族が一緒に暮らしていく知恵

集団と一緒に暮らしていくのが困難になった場合でも、できるだけ穏やかに暮らしていけるようにするための知恵を考えてみたい。いきなり分離独立だということにならずに妥協の可能性を高めるための工夫はないのだろうかということであり、民族自決権の解釈を変えていく場合の方向性を探ることでもある。

少数民族の言語、文化への尊重、宗教（信教）活動の自由への保障は必須の要素であり、根本的には経済格差の解消が重要となる。

### (1) 自治権の拡大

分離独立ではなくて限定地域での自治権の拡大という形で妥協点を探れないか。焦点のイラク北部のクルド自治区の推移に注目が集まっている。同様に、中国のチベットやウイグルでの推移にも注目される。国際社会としてはスイスやベルギーでの成功に続いての、成功例の積み上げができることを期待したい。

コソボ紛争は自治権を奪われたアルバニア系住民の不満が直接の端緒になった<sup>7)</sup>。当初は自治権の回復が目標だった。自治権の回復という平和的な交渉・妥協ができなかったことがその後こじれた展開を生んだ。

話し合いに希望を失う中で過激な手段に訴えるグループが影響力を強めることはいくつもの事例によって裏付けられている。

### (2) 北アイルランドの実験

長年、分離独立をめぐるプロテスタント系とカトリック系住民が争いテロが多発してきた北アイルランドの推移も注目すべきだ。90年代に話し合いの機運が生まれ、21ヶ月にもわたる長い交渉の結果、ブレア英首相時代の98年4月当事者間に包括和平合意が成立、99年自治政府が組織された。合意内容は当事者の微妙なバランスの上に成り立っていたため、実際に機能するか危ぶまれたが、2000年5月、アイルランド共和軍（IRA）が初めて、武装解除を表明、検証団の受け入れに

5) チェチェンは19世紀後半にロシア帝国に併合された。スターリン時代に対独協力を疑われ中央アジアに追放され、フルシチョフ時代に復帰が許された。1991年以来、分離独立運動・戦争が続き（第1次チェチェン戦争94～96年、第2次チェチェン99～00年）、テロと掃討作戦の繰り返しという泥沼状態に陥った。現在は、一応沈静化しているが分離独立を目指す勢力は潜伏している。また、ソ連崩壊の92年にチェチェンから分離・創設された西隣のイングーシにはチェチェンを逃れた難民も多く、人口50万人中20万人がチェチェン人と推測される。イングーシだけで02～08年にロシアのテロや特殊作戦で約1000人が死亡するなどチェチェンの周辺地帯の不安定化が懸念されている。

6) 1949年中国軍がチベットに進駐。59年3月10日ラサ蜂起が起きるが失敗、最高責任者グライ・ラマ14世はインドに亡命。

08年3月14日のチベット・ラサでの暴動を始め各地で多数の死者が出る騒乱が発生した。同8月のオリンピック開催に向けてウイグルなど少数民族を対象とした各種治安対策の強化が注目された。

7) 89年3月、セルビア議会は共和国憲法修正案を可決して、コソボ自治州の権限を共和国に集中させた。自治権を奪われたアルバニア系住民のコソボ民主同盟が結成された。

応じた。

しかし、IRA から分派した過激派グループが今も活動、09年2月には英軍基地近くで約140キロの爆薬を積んだ車が発見された。3月7日には英軍基地で何者かの発砲で6人の兵士が銃撃され2人が死亡、9日には警察官1人銃撃され死亡するという事件が連続して発生するなど、険悪な情勢が続いている。IRA の分派「真のIRA」の犯行声明が出されている。

宗教争いに経済格差を伴って不満を抱いていて生じた紛争が話し合いで解決できれば各地の紛争解決に大きな希望を抱かせることになる。ぜひともそうした先例となってもらいたい。

### (3) 個人レベルの基本的人権の拡大

少数民族が差別されないことを保障できる度合いが拡大すれば、少数民族の不満が低くなる。その結果、現状に対する不満が解消すればそれに超したことはない。

迂遠なようでも基本的人権の改善は最も重要な目標になる。

特に少数民族が制限されていることの多いたとえばチベットにおける状況に見られるような「信仰の自由」「思想信条の自由」「言論の自由」「集会の自由」「移動の自由・出入国(旅券取得)の自由」などに関する抑圧に対して政府が守らなければならない国際的な基準作り、および、とりわけその実行に関する何らかの監視などがポイントになる。民族の伝統文化、言語に対する尊敬と保護も欠かせない。少数民族言語による少なくとも義務教育の実施についても尊重されるべきだ。共通語が設けられる場合でも可能な限りの少数民族言語の併記が望ましい。

### (4) 国際刑事裁判所の役割の前進

戦争犯罪、集団殺害など個人の国際犯罪を裁く世界最初の常設国際裁判所として国際刑事裁判所 (ICC) は1998年ローマで採択され、2002年7月1日発効した(オランダのハーグ)。取り扱うことのできる犯罪は①集団殺害②人道に対する犯罪③戦争犯罪④侵略の4種。なお、わが国は07年10月1日加盟した。

09年3月4日、ICC はグルフルでの虐殺に関してスーダン大統領に対する逮捕状を発行した。現職の国家元首に対する初の逮捕状の発行として国際社会の秩序での準則作りでの進展が期待される。なお、ICC 加盟国はスーダン大統領逮捕への協力義務がある。

ICC では国連安保理の付託を受けて、関係国の同意なしで裁判することが可能になる。米国は海外で活動する米兵が不当に政治的動機で訴追されるおそれがあるという理由で署名を撤回し、米兵をICC に引き渡さないとする2国間協定を各国政府と締結して自国の立場の擁護を図ろうとしている。

深刻な国際犯罪を国家の同意なしに裁判に掛ける道を開いた意義は大きい。国家といえども守らなければならない範囲が拡大することはそれだけ国際関係で秩序が拡大されることになると期待したい。

### (5) 言語、文化、宗教

少数民族の分離独立を目指す主要なエネルギーの源が固有の言語に代表される固有文化が失われる懸念であり、宗教活動への圧力への反発があることは多くの事例

で明らかだ。

チベット蜂起 50 周年に当たってダライ・ラマは「今日、幾世代にもわたってチベット人が命よりも大切にしてきた宗教、文化、言語そしてアイデンティティーが抹殺される一歩寸前にある」と中国をこれまでにない厳しい調子で非難したのはその典型といえる。

## 7 チベット情勢過激化の懸念

各種不満を抱き民族自決権を標榜して各種要求を繰り出す側とその要求に対応・処理することになる国家当局との間に合意を求める交渉はいずれも容易ではない。チベットの事例についてその実情や難しさを考えてみたい。話し合いなど妥協を探る上での障害になっているものは何なのかを考えてみたい。

国際社会の圧力もあって 08 年にはダライ・ラマ 14 世側と中国政府の間で 3 度の話し合いがなされたが、オリンピックも終わった 11 月には決裂したままで終わった。中国政府はおさまりの共産党による「封建農奴制からの解放」によって、チベット人の生活は格段に向上、地域は飛躍的に発展したことを強調、独立要求は国家分裂策動だという主張に終始したようだ。ダライ・ラマ側は当初の独立要求から「高度の自治」に変更して中国当局の譲歩獲得を目指したが、中国当局は頑として受け付けていない。話し合いは終始かみ合わず、毎回形式的に繰り返されるだけだ。話し合いをすることで国際的な非難を緩和したいという中国政府の本音が改めて明らかになった。

動乱とダライ・ラマ亡命から 50 年を迎えた 09 年 3 月 10 日<sup>8)</sup>、ラサは入境禁止措置が取られ、外国人観光客などは締め出された。チベットや周辺チベット族居住地では治安部隊が検問所を設けるなど重々しい状況になっているが警察官などとの衝突も伝えられた<sup>9)</sup>。武装警察部隊の亢進忠チベット総隊政治委員は「我々はいかなる状況にも対処できる」<sup>10)</sup>と語っているように力で押さえ込む方針を継続している。亡命政府によると、通常は 50 万人ほどが展開する治安部隊が、08 年 3 月の騒動以来 80 万人規模に膨れ上がっているとしている。10 日の動乱 50 周年に備え、香港紙明報 (11 日付) などは中国軍 6~7 万人がチベット自治区に入って警戒を敷いたと伝えた。

米国務省は「チベットの宗教、文化、生活様式に悪影響を与え、緊張を生み出し

8) 59 年 3 月 10 日、ダライ・ラマに対する軍の観劇招待を拉致の策略と見たラサ市民ら数万人が終結して軍と衝突した。ダライ・ラマ亡命政権は 3 月 10 日を「民族蜂起記念日」としている。胡錦濤国家主席がチベット自治区党委書記だった 89 年 3 月、08 年 3 月などラサなどで市民や僧による大規模な抗議活動が起きた。

9) 2 月にはラマ僧の焼身自殺などの抵抗が散発。3 月 9 日未明、青海省果洛チベット族自治州班馬県で車の検問のこじれから数十人の住民が地元警察を襲撃、手製爆弾でバトカーと消防車を爆破するなどして騒いだ。10 日以降、アバ・チベット族チャン族自治州西部のザムタンなど 3 箇所では抗議行動が伝えられた。いずれもチベット教僧侶らがダライ・ラマ 14 世の写真掲げ、帰還を求めるデモを展開したのを当局が即座に鎮圧、関係者の身柄を拘束した。

10) 09・3・9、新華社通信に対する発言。当局の警戒の厳重さを示すものとして以下のような事例が伝えられた。チベット自治区周辺のチベット族住民に「デモに参加すれば、家族全員の身柄を拘束する」と圧力をかけ、抗議行動の封じ込めを図っている。住民が集められ、デモ参加者が出た場合、家族の拘束だけでなく、居住地の村長を解任すると通告された。

てきた政策の転換を促す」との、チベットの人権状況への深い憂慮を示した声明を出し、中国政府にダライ・ラマ 14 世との実質的な対話を促した（10 日）。

中国政府は自治の内容を話し合うなど、どうしてチベット側に譲歩することが一切できないという姿勢なのだろうか。根本的には胡錦濤国家主席以下の現行中国指導者たちの権力掌握度がそうした危険を冒せない程度に弱体化しているということではないか。毛沢東、周恩来、鄧小平といった革命期を自ら戦いとった辣腕先人の時代とは異なり、誰かから抜擢・指名され引継ぎを受けたエリート指導者による集団指導の時代になった今日、指導者たちは小粒になった。安全運転をと考えれば、危険な妥協を拒否するのが良いに決まっている。

さらにウイグルを始め他民族、他地域への波及がとどまるところを知らないといった状況になることが恐ろしい。そして、なによりも「高度の自治」が、台湾に与える影響を心配していることは間違いない。

ことが起されれば海外メディアを締め出し、あるいは兵士を私服に着替えさせてでも海外メディアの取材に対応する。ありとあらゆる手段を使って取り繕うという状況が続いている。こうした国際的な取材を拒むということはさらに禁止されるべきだ。国際的な報道の自由の確立。当局による各種情報の捏造もご法度。情報公開に関するルールも確立すべきだ。

当局が話し合いによる解決を図らない場合、失望した少数民族が過激な手段に追い込まれることが懸念される。ダライ・ラマの甥で、チベット亡命政府議会議員のケドループ・ソンドップ氏は来日中の 09 年 3 月 14 日、産経新聞の取材に「中国との対話は期待できない。独立を目指すべきだ」と語っている。

## 8 国境の現況固定を前提に

民族自決は植民地解放闘争の時代の概念であった。植民地がほぼなくなった今日には、今日の国境を変えて分離独立をめざすという場合に民族自決を振り回すのはむしろ混乱を生じさせるだけとなっていないか。

現在では国境の現況固定を前提とすることで、難しい話し合いを進展させることが可能になるのではないだろうか。少なくともそういう可能性を検討してみることが有意義ではないかと考える。

国境の変更をしないという条件下で、個人、団体の基本的な権利のあり方を巡っての国際的な基準策定を目指すことが多くのケースで対立を緩和させることができるのではないだろうか。私は、今日では国家と民族自決という権利概念を切り離れたほうが紛争を生じさせないために有効と考えている。

チェコスロバキアが 93 年話し合いで 2 つの主権国家に分離した。平和的な話し合いで友好的に分離した例外的な事例となった。勿論、こうした話し合いでの決着が最も好ましいことは改めて言うまでもない。こうした例外を除いた、話し合いで解決できない大部分のケースについては、現代では国境の不変更を原則として、それに変わるさまざまな具体的な諸条件を考えることを提言したい。そのための少数民族の権利に関する国際的な基準を具体的に検討すべきだ。

## 9 民族がらみの紛争事案（最近の動向）

相変わらず民族が絡んだ紛争が多発している。その中から、最近情勢の変化が伝えられ、本稿の考察に関連しているものの変化の概要を列記しておくにとどめる。

### (1) スリランカ

人口の74%を占めるシンハラ人と18%の少数派タミル人との争いが長年続きスリランカの発展を阻害してきた。08年中央政府が北部のタミル人過激派タミル・イーラム解放の虎を軍事的に追い詰めることに成功したと伝えられた。しかし、現地の情勢は不明な部分が多い。

国連人権高等弁務官は「信頼できる情報筋によれば、09年1月20日以来、(戦闘による砲撃で)2800人以上の市民が死亡し、7000人が負傷した可能性がある」との声明を出した(09・3・13)。犠牲になった市民の衝撃的数字や紛争地域での食料や医療品も手に入らない深刻な状況になっていることが懸念されている。

### (2) ミヤンマー

ミヤンマーでは長い間、少数民族による反乱が繰り返されてきた。カレン、カチン、シャンなどの少数民族が現在でも分離独立を求めている。たとえばカレン族は90年にビルマ連邦国民暫定政府を結成したが、政府軍に総攻撃され拠点のマナプロローが陥落、大量のカレン族が難民となってタイなどに流出した。その難民が2000年にはタイのラチャブリ県で病院占拠事件を引き起こした。いずこでも、追われて難民にならざるえない側も、難民に流入される側も、被害者であることには変わりはない。

### (3) スーダンのダルフル紛争

ダルフル地方では03年以来のアラブ系中央政府軍の後押しを受けたアラブ系民兵による黒人系反政府勢力掃討作戦による混乱が一層深刻になっている。すでに30万人以上が犠牲となり200万人以上が避難を余儀なくされているという。

02年設立の国際刑事裁判所は09年3月4日、オマル・ハッサン・アル=バシール・スーダン大統領に対する逮捕状を発給した。現職国家元首に対する初の逮捕状発行となる。

元首に逮捕状が出されている国家との関係のあり方などを巡っての関係各国の対応も注目される。

### (4) イスラエル・パレスチナ

2009年はイスラエルのガザ進攻で明けた。ユダヤ人が国家建設に情熱を燃やし、居住地を追われたパレスチナ人をアラブ社会が支援するという中東対立の構造は今日の国際関係を基本的に不安定にしている最大の要因といえよう。民族と宗教の絡んだイスラエル・パレスチナ問題の解決は今日の国際関係の最大の課題となっている。紙幅の関係でここでは詳述しない。

### (5) ルアンダ虐殺の余波

多数派ツチ族強硬派民兵らが少数派ツチ族住民を襲い80万人もが犠牲になった94年のルアンダ虐殺から15年が経過した。民族対立はほぼ解消されツチ主体の政

府により復興が進んでいる。しかし、報復を恐れた 200 万人ものツチ族が隣国コンゴに逃れた。

コンゴ東部は銅などの豊かな資源利権を巡って複数の武装勢力が対立。そこに流入したルアンダ民兵が加わっての複雑な紛争が続いた。コンゴ反政府勢力のひとつ CNDP が 08 年後半攻勢に出、コンゴ政府軍との間に戦闘が発生、25 万人以上の人が家を追われたとされる。09 年 1 月、CNDP 指導者のヌクンダ氏が逮捕され、治安は回復に向かっている。

現在、流入民のルアンダへの帰還が進んでいるが、09 年 2 月にもフツ族民兵が組織したルアンダ解放民主軍 (FDLR) がコンゴの反政府勢力などの影響もあって、コンゴ東部山間地帯で住民らを巻き込んで数百人規模の犠牲者が出るなどさまざまな形の混乱状態が続いている。

#### (6) ウイグル

中国ではチベットとならんで新疆ウイグル自治区のウイグル族の漢民族との紛争の火種が存在する。09 年 7 月 5 日ウルムチで暴動が発生。当局の発表で 188 人の死者が生じた。

\*大貫啓行 麗澤大学経済学部教授。国際政治学。著者『現代中国の群像』『変革』『国際紛争と日本の選択』『暮らしの行政』『説得力の養成』(いずれも麗澤大学出版会) 他